

平成二十六年三月定例会

悪臭問題特別委員長報告

平成二十六年三月二十四日

悪臭問題特別委員会並びに同委員会協議会における活動の概要と、委員会としての所見について、ご報告申し上げます。

当委員会は、昨年五月に議会内の役職等改選により新メンバーを加え、概ね月一回のペースで対策を協議してまいりました。苦情件数や臭気モニターから寄せられた悪臭発生状況の報告を受け、両事業所の状況について確認するとともに、主体的かつ積極的に臭気の低減に取り組み始めた両事業所の姿勢を尊重し、市当局と事業所の信頼関係の構築を重視しながら、解決に向けた検討と改善策の提案を重ねてまいりました。

初めに、堆肥製造事業所では、山形県の指導もあり、平成二十四年十月から、原料の受け入れを止めて建物内の堆肥の搬出を進め、製造途中の堆肥の総量を減らす改善計画を実施してきました。その間、搬出用トラックの手配が難しいなどの理由で、当初の計画よりも搬出が遅れる傾向にあったことから、委員会では、そ

の状況を注視するとともに、事業所の代表者に申し入れを重ね、昨年十一月に計画量の搬出が完了しました。こうした改善措置が講じられた結果、事業所建物内の臭気は大幅に改善され、苦情件数としては、ほぼ無い状況です。

しかしながら、事業所の建物内には、現在も製造途中のものを含む、一万三千立米程の堆肥が残っていることから、新たな原料の受け入れを認めずに、早急に、臭気の出ない完熟した堆肥の製品化を進めるように、山形県の指導が継続しているところです。

委員会としては、事業所側が、現在の堆肥製造事業から撤退し、新たに、飼料作物を栽培する事業への業態転換を表明していることから、事業所の代表者を訪ねて、新たな事業の進捗状況を確認するとともに、情報の収集に努めてまいりました。

代表者からは、堆肥は市外にある関連会社の農場で、農作物と飼料作物栽培のために利用したいと考えているが、畑にすき込む時期が限定されることや、震災復

興の影響から市外への搬出経費が高騰し、費用の捻出に苦慮していることから、行政の支援をいただけないものかとの相談がありました。

新事業への転換については、現在、土地の確保に奔走している状況で、東北地方において広大な土地の提供の話が複数あり、準備を進めている段階にあるとお聞きしております。また、それらの土地については、飼料作物を栽培する前に土づくりが必要であることから、事業所で製造した堆肥を使用することにより、搬出も進むのではないかと考えているとのことです。

いずれにしても、事業所で製造した堆肥を使用する考えであり、しばらくは建物内に堆肥が残ることから、脱臭装置の稼働を継続し、維持管理を怠ることなく、近隣への臭気の発生を防ぐことを強くお願いいたしました。

また、ことし五月に産業廃棄物処理業にかかる許可の期限が切れますが、現時点で、許可の更新手続きは行わない旨、確認をしております。

この更新が行われない場合の県当局の対応について、

置賜総合支庁環境課に確認したところ、期限が切れた後に、完熟化されずに残った堆肥は廃棄物とみなされることから、その後は、廃棄物の処分について指導することになるとの見解をいただきました。

当委員会としては、事業所の状況を的確に確認しながら、許可の期限が切れる、五月以降の動向に注視してまいりたいと考えております。

次に、養豚事業所の現状についてであります。事業所が、臭気の総量を減らすことを目的に取り組んだ四十五%の減産計画は、平成二十四年四月から始まり昨年二月に達成しており、現在も減産の状態は継続されております。

その結果、過去に数キロ離れた市街地からも寄せられた苦情が、事業所近隣の限られた地域にまで、ほぼ限定されてきていることから、その成果は大きいものと考えられます。

しかしながら、事業所側は、このまま減産体制を続けた状況で経営を維持していくことが困難であること

や、南原地区の住民の方々が農場の移転を求めていることなどから、生産規模の回復を目指し、市内での移転を前向きに検討し、現在、具体的な準備を進めているところでは。

安部市長は、この養豚事業所の移転の検討に対し、先日の予算特別委員会で、次のように述べています。

『養豚事業所が進めている移転については、市内での候補地を探している状況であるが、様々な課題があり決まっていない。このことについては、養豚事業所だけの努力で解決すべきものではなく、市としても後押しをしていかなければならないと思っている。国や県の支援もいただく必要があると思っており、実際に、農林水産省へ要望にも伺ってきた。また、事業所側は、新たな場所へ移転する場合には、臭気対策はもちろん、豚舎において、子供たちが見学しながら、食育などについて勉強できるような機会の提供や、地域の農家の方々が生産する飼料米を餌として購入することなど、今までにない地域貢献も検討しているようであり、非

常に前向きで良い方向だと考えている。このような事業所の姿勢も大事にして、地域に受け入れられるような移転にしなければならぬ。現在、移転地は課題があり決まっていないので、市民の皆様、議員の方々から、移転先の情報についてお寄せいただき、ご協力を賜りたい。さらに、移転後の跡地についてどうするか、行政として協力していくことが、移転を早期に進める上で大事なことだと思っている。』と答弁しています。

一方、養豚事業所の移転の具体的な検討については、情報を共有する観点から、事業所の代表者、市当局、当委員会の正・副委員長が、課題の整理や国の支援策についての情報収集などを行いなから、移転の実現に向けて意見交換をしております。現在は、新農場の用地確保を最優先事項として、事業所と市当局、当委員会が一体となって取り組んでいるところです。

当委員会としては、これまで積み上げてきた知見から、新たな農場用地の確保に際しては、住宅と一定の距離を確保することが重要であることや、近隣に住宅

がある場合でも、周囲が高い樹木に囲まれた環境であれば、臭気の拡散を抑制する効果が期待できることなど、主に、中山間地域で一定の広さの土地を確保した上で、近隣住民と良好な関係を築くとともに、地域の発展に寄与する形で進めて行くことが不可欠であると認識しており、市民の皆様からの候補地などの情報提供に期待をしているところです。

当委員会は、平成二十年十二月定例会において初めて設置され、早いもので五年以上が経過しております。

この間、両事業所に悪臭問題の解決に向けた主体的意識が生まれ、事業所の決断により実施されてきた取り組みが、苦情件数の大幅な減少につながったことは大きな成果であります。

堆肥製造事業所にかかる苦情件数は、平成二十四年度の実績で六十六件でしたが、今年度は、三月十日現在の集計によれば五件であり、また、養豚事業所については、二十四年度の実績で百五十一件でしたが、今年度は八十六件であります。特に、ことしに入ってか

らの三カ月では、堆肥製造事業所については、いただ
いておらず、養豚事業所については六件であることか
ら、苦情は、さらに減少しております。このようなこ
とから、当委員会としては、悪臭問題の全面解決まで、
あと一步のところまできたものと感じております。

しかしながら、両事業所の近隣にお住まいの方々の
「臭気を気にせずに生活したい」との思いは切実であ
り、その思いに一日でも早く応えて行かなければなり
ません。

また、一方では、現在の両事業所の臭気対策につい
ての様々な取り組みは、みずから厳しい経営環境を強
いている状況でもあることから、今後も、両事業所が
安定した経営の中、悪臭問題の解決に向けた業態転換
や移転が実現するように注視して行く必要があると考
えております。

今後も、南原地区自然環境保全推進協議会の皆様や

市当局、関係機関とも連携を図りながら、委員会として、引き続き悪臭問題の解決に向け努力してまいりますので、市民の皆様、議員各位にご理解とご協力をお願い申し上げます。